

北海道労働局無災害記録証授与内規

第1条 事業場において、第3条に定める無災害記録を樹立したときは、この内規により、無災害記録証を授与する。ただし、同一事業場内における同年中の同記録及び事業場からの申請の前に無災害記録を中断した場合はこの限りでない。

第2条 この内規は、厚生労働省労働基準局無災害記録証授与内規(以下、「本省内規」という。)に定める業種の事業場に適用する。

第3条 第1条の無災害記録は、本省内規に定める第1種無災害記録の5割とし、これによって計算した無災害記録の時間数が、50万時間未満のものでは1万時間毎の端数のあるもの、100万時間未満のものでは5万時間毎の端数のあるもの及び100万時間以上のものでは10万時間毎の端数のあるものは、各々切り上げるものとする。

第4条 無災害記録の授与は、所轄労働基準監督署(支署)長の報告により、北海道労働局長が行う。

第5条 無災害記録は無災害期間中における労働時間で表す。

- 2 前項の無災害期間は、業務上の死亡又は休業災害が発生した日の翌日から次の災害が発生した日の前日までの期間とする。
- 3 無災害記録の算出は、雇用の形態に拘わらずその事業場に属する全ての労働者について行うものとする。

第6条 北海道労働局長は、無災害記録の時間数の算出に誤りがあって、第3条に定める時間数に達しないことを認めたときは、授与した無災害記録証を無効とする。

第7条 労働基準監督署(支署)長は無災害記録を授与された者に対して、その記録に継続した無災害期間が終わったときはその年月日及び最長の無災害記録時間数について報告することを依頼しておくものとする。

第8条 この内規は、平成12年4月1日以降に樹立された記録について適用する。